

「秦野市耐震改修促進計画」改定案に対する
パブリックコメントの実施結果について

- 1 意見募集期間
平成28年2月1日（月）から3月1日（火）まで
- 2 意見募集の周知方法
広報はだの2月1日号及び市ホームページ
- 3 計画内容の公表方法
 - (1) 市ホームページへの掲載
 - (2) 公民館及び駅連絡所における閲覧
 - (3) 秦野市立図書館における閲覧
 - (4) 本庁舎行政情報閲覧コーナーにおける閲覧
 - (5) 建築指導課における閲覧
- 4 意見提出の方法
郵送、FAX、電子メール及び持参の方法による
- 5 提出された意見の内容及びその取扱い等

意見内容	件数
計画全体に関する意見	0
第1章 計画の目的等に関連する意見	1
第2章 秦野市において想定される地震の規模・被害の状況に関する意見	0
第3章 建築物の耐震化の現状及び目標に関する意見	0
第4章 建築物の耐震化を促進化を促進するための施策に関する意見	3
第5章 計画の推進に向けてに関する意見	1
資料編に関する意見	0
合計	5

- 6 提出された意見の取扱い

区分	取扱い	件数
A	計画に反映させたもの	0
B	意見の趣旨が既に計画に盛り込まれているもの	0
C	今後の取組みにおいて参考にするもの	1
D	反映することは困難なもの	0
E	その他（感想・質問等）	4

意見整理 番号	改定案 該当箇 所	意見の趣旨	反映 区分	市の考え方等
1	第1章 6	P7の「緊急輸送道路」ですが、橋りょうの耐震計画及び耐震完了の状況はどうなっているのでしょうか？	E	<p>この計画では既存耐震不適格建築物が対象となっています。</p> <p>橋りょうについて本市では「秦野市橋りょう長寿命化修繕計画」及び「秦野市橋りょう耐震化補強計画」で、維持管理や耐震化を推進しています。</p>
2	第4章 2	住宅の耐震ですが、だれも住んでいない「空き屋住宅」に対する耐震施策はどのように考えていますか？P20によれば、補助事業対象として“自ら所有し、かつ居住する者”となっています。これを厳格に適用していたのでは、空き屋に対する耐震化はなかなか進まないと思いますが、どのように考えているのでしょうか？	E	<p>空き家については、総合計画後期基本計画において「空き家等対策計画」等を策定し、対策の推進を考えています。</p> <p>木造建築物の耐震補助については、市民の安全安心を確保するために、居住事実のある住宅を補助対象としています。</p>
3	第5章 3	P25において、“正当な理由がなく耐震改修等を行わない場合は、法に基づいて勧告や命令を行う”とあります。そこで、述べている「正当な理由」に経済的事情は含まれるのでしょうか？ 恐らく居住者は、“行わない”のではなく“補助を受けても行えない”のだと思いますが、そのあたりの対策はどのように考えているのでしょうか？	C	<p>「正当な理由」とは、当事者の責に帰すべからざる理由又は改修等を行わない事がやむを得ないと認められる理由が、該当しますが、具体的には個々の事情や、周囲へ及ぼす影響等を考慮し、個別に判断することになります。</p> <p>なお、本市では、経済的影響に左右されないよう、木造住宅の耐震診断については、費用の9/10を補助するなど他市より手厚い支援を行っています。</p> <p>建築物の所有者に対しての支援策については、今後も耐震改修の促進を図るために、個別の事情等を考慮した対応について研究をしていきます。</p>

4	第4章 2	P19～20に記載されている既存の補助事業について実施期間や今後の継続予定は決定しているのか？	E	戸建木造住宅への補助事業は平成18年に創設、分譲マンションへの補助事業は平成27年に創設、いずれも診断・設計・改修工事への補助で、この計画期間内である平成32年度までの継続が予定されています。大規模建築物への補助事業は対象建築物の耐震診断が実施されたので終了予定です。
5	第4章 2	P21に記載されている今後の支援策にある補助創設検討について支援対象となる建築物の予測は出来ているのか	E	各沿道の対象となる建築物の想定は出来ているが、今後詳細を調査、精査して行く予定です。